

雇用保険

適切に

加入されていますか？

雇用保険は、労働者の失業、育児・介護に伴う休業など、労働生活上のライフイベント時に給付を実施することによって生活を補償する公的な保険です。

週 20 時間以上 かつ 31 日以上 継続して労働者を雇用される場合は、**必ず** 加入しなければなりません(法人の役員、個人事業主と同居の親族を除く)。

労働者の方へ

- ▶ 万一の失業時に給付が受けられます。(基本手当)
- ▶ 育児・介護休業時に給付が受けられます。(育児・介護休業給付)
- ▶ 60 歳以上で賃金低下した場合に一定の給付が受けられます。(高年齢雇用継続給付)
- ▶ 各種資格等取得のため受講した訓練経費のうち、一定額の支給を受けられます。(教育訓練給付)

詳細はコチラをチェック



事業主の方へ

- ▶ 雇用保険加入は助成金申請のための必須要件です。労働者の雇用維持や就職困難者の雇い入れ、職場環境の改善等に関して、約20種類60コースの助成金があります。

詳細はコチラをチェック



※ 各種給付金や助成金の受給にあたっては、一定の要件を満たす必要があります。また、虚偽の申請等により不正受給された場合は、厳しい処分がなされます。

雇用保険の新規加入手続きについては、**裏面**をご参照下さい